

## 看護師等修学資金貸与制度Q & A

**Q 1** 高校卒業後、県外の看護専門学校か大学の看護学科に進学しようと考えています。病院機構の修学資金貸与制度を利用することはできますか？

**A 1** 次の条件のいずれにも該当する方は、貸与申請ができます。ただし、書類審査のうえ貸与の決定を行うため、申請したすべての人が修学資金を利用できるとは限りません。

- ①看護専門学校（大学）（県内・県外ともに問わず）を卒業後、看護師・助産師として当病院機構に就職を希望していること
- ②学業成績が優れ、かつ心身ともに健康であること
- ③山形県看護職員修学資金及び学資ローンの貸与を除き、当法人以外への就職を要件とする修学資金の貸与を受けていないこと

**Q 2** 日本学生機構の奨学金と、金融機関の学資ローンを利用する予定です。さらに病院機構の修学資金貸与制度を利用することはできますか？

**A 2** 学資ローン等金融機関の教育関係に限定した融資は、「当法人以外への就職を要件とする修学資金」に該当しませんので、当病院機構の修学資金貸与制度を利用することができます。

**Q 3** 貸与の申請を行ったのですが、その後どのような手続きがありますか？

**A 3** 申請を受けて、当病院機構で審査を行います。審査の結果、貸与が決定されれば「修学資金貸与決定通知書」を送付します。その後、理事長と申請者（修学生）とで契約を結びます。

なお、契約を結ぶときは、独立の生計を営む者1名の連帯保証人が必要です。

**Q 4** 貸与金は、どのようにして受け取るのですか？

**A 4** 契約の手続きをするときに、あらかじめ修学生から振込口座を届出していただきます。毎月、その指定の口座に振り込みします。

**Q 5** 貸与金には、何パーセントの利息が付くのですか？

**A 5** 年5パーセントの利息が付きます。ただし、在学中で貸与を受けている間は、利息は付きません。

**Q 6** 一度、貸与が決定されれば、卒業まで貸与を受けられるのですか？

**A 6** 何らかの理由で休学しなければならなくなったとき、留年又は停学処分を受けたときは、復学又は進学するまで貸与を休止します。

また、当病院機構が学業の成績が著しく不良であると認められるとき、修学生が貸与を辞退したときなど、契約の解約に該当する場合は、その後の貸与は行いません。

**Q 7 契約が解約になった場合、引き続き在学中でも直ちに返還しなければならないのですか？**

**A 7** 例えば、貸与を受ける必要がなくなり、修学生が貸与を辞退したときは契約の解約となるので、直ちに返還しなければなりません。しかし、看護専門学校等に引き続き在学しているのであれば、修学生の申請により卒業まで返還が猶予（期限の延長）されます。

なお、引き続き在学しない「退学」などによる契約の解約の場合は、災害や疾病、その他やむを得ない事情があるときを除き、直ちに返還しなければなりません。返還方法は、一括返還、年賦返還、半年賦返還、月賦返還の4つの方法があります。契約当事者が協議のうえ、返還方法を決定します。万が一、返還すべき日まで返還できなかったときは、年10パーセントの遅延利息が付されます。

**Q 8 病院機構に就職すれば、貸与を受けた資金は返還しなくていいのでしょうか？**

**A 8** 当病院機構に就職したからといって、すぐに返還が免除（債務の消滅）されるわけではありません。貸与ですので、返還するのが原則です。ただし、看護師や助産師として当病院機構に就職した場合、初めに修学生的申請を受けて、返還の猶予について審査します。猶予が決定されれば、その間（看護専門学校卒の場合は3年間、大学卒の場合は4年間。）は、返還期限は延長されます。しかし、猶予期間が終わると返還しなければなりません。そこで、次に免除の申請を行うことになります。休職した期間などを除いて、当病院機構に勤務した期間が3年または4年を経過していれば、貸与金の返還を免除します。

**Q 9 もし、病院機構に就職できなかつたときは、直ちに返還しなければならないのですか？**

**A 9** 当病院機構に就職できなかつたときは、直ちに貸与金を返還していただきます。また、採用試験に合格しても、国家資格を取得できなかつた場合は内定の取り消しとなり、修学資金返還の対象となります。返還方法は、Q 7 の回答のとおりです。

**Q 10 修学資金の貸与を受けることが決まりました。卒業後は、病院機構に就職できると思ってもいいですか？**

**A 10** 貸与の決定が、自動的に就職を約束するものではありません。当病院機構に就職するためには、他の学生と同様に採用試験を受け、それに合格しなければなりません。この修学資金貸与制度の目的は、ただ単に経済的な支援するということだけでなく、将来において優秀な看護師や助産師を確保し、地域医療に貢献しようという大きな目的もあります。

貸与を受けることが決まったことに安心しないで、勉学に励み、人格を養い、優秀な看護師や助産師として、当病院機構の職員となることを願っております。

**Q 11 臨時職員として採用されても返還は免除されますか？**

**A 11** 貸与規程第9条第1項及び第10条第1項の「法人において看護師等の業務に従事」するとは正規職員（当機構就業規則第3条第1項に基づく）として勤務することを言います。したがって、臨時職員として採用された場合は返還免除されません。

**Q12** 学業証明書について、既卒者であり学校から発行不可能と言われた場合は何を提出したらいですか？

**A12** 保存期間終了などの理由で証明書が発行できない場合は、その旨がわかる証明書（校長が発行したもの）を提出ください。

※修学資金貸与制度の詳細については、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構日本海総合病院 総務課職員係 修学資金貸与担当（TEL 0234-26-2001）まで、遠慮なくお問い合わせください。